

第158回  
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第8号

平成29年7月3日かすみがうら市農業委員会告示第8号をもって、平成29年7月10日(月)  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第158回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成29年7月10日(月) 午後3時00分開会  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 海東 功	2番 飯田 敬市	3番 齋藤 幸雄	4番 久松 弘叔
5番 井坂 孝雄	6番 欠番	7番 貝塚 光章	8番 宮本 教夫
9番 栗山 千勝	10番 塚本 勝男	11番 中山 峰雄	12番 山口 正男
13番 小松崎 誠	14番 鈴木 良道	15番 市川 敏光	16番 関川 忠雄
17番 安田 秀徳	18番 磯部 潤一	19番 欠席	20番 外塚 孝雄

4. 欠席委員

19番 小松崎 正衛

5. 説明のため出席した者

事務局長 高田 忠                      係長 永田 昌之 (書記)                      主幹 鈴木 幸介

6. 議事録署名委員

1番 海東 功                      2番 飯田 敬市

7. 議事日程

諸般の報告について

議事録署名委員について

日程の決定について

報告案件について

報告第28号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第29号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第31号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地の買受的確証明願  
について

議案審議について

議案第48号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第51号 相続税納税猶予に関する適格者証明願の交付決定について

議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について

議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について(農地中間管理事業)

議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用  
配分計画案の意見の決定について

その他

8. 閉会

午後4時27分開会

事務局長	<p>只今から平成29年度第158回総会を開会いたします。  只今の出席委員は17名で、会議規則第6条の定足数に達しております。  よって総会は成立しております。  なお、19番 小松崎 正衛委員から欠席届が提出されております。  また、7番 貝塚 光章委員が少し遅れる旨連絡がございました。  それでは、会議規則第4条により、議長は会長が務めることになっております  ので、以後の議事進行につきましては、外塚会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>会長あいさつ  はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>( 諸般の報告朗読 )</p>
議 長	<p>次に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第12条第2項  の規定により、1番 海東 功委員、2番 飯田 敬市委員を指名いたします。  なお、本日の会議書記は、事務局職員の永田係長を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。  只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>ご異議ございませんので、只今から午後5時までといたします。</p>
議 長	<p>次に、報告第28号、第29号、第30号、第31号の報告案件ですが、委員の皆様にも、  既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして早速質疑  に入ります。  報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>( 異議なしの声・意見、質問等なし )</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。  はじめに「議案第48号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可に  ついて」上程いたします。  また、番号4番については取り下げとなっておりますので、よろしくお願いたします。  </p> <p>(7番 貝塚 光章委員 入室)</p>
議 長	<p>なお、番号11番については、議事参与の制限がございますので、農業委員会等に  関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則第9条の規程により、  先に審議します。  8番 宮本 教夫委員の退席をお願いします。</p> <p>(8番 宮本 教夫委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号11番について、事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。  事前調査員の方説明をお願いいたします。</p>

10番 塚本委員	7月3日、午前9時から霞ヶ浦庁舎において、宮本委員と栗山委員と私の3名で、書類審査後、現地調査を実施してまいりました。 番号11番の件ですが、古墳の300m北側にある水田でして、現況は稲が植えられていました。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 作付作物は、水稲ということです。 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。以上です。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより審議に入ります。 番号11番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号11番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号11番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	8番 宮本 教夫委員の入室をお願いします。  (8番 宮本 教夫委員 入室)
議 長	傍聴人の方をお願いいたします。傍聴人心得に従って傍聴されるようお願いいたします。
議 長	続いて、番号1番から一括で事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方説明をお願いいたします。
10番 塚本委員	それではご報告いたします。 番号1番は、の 公園の約100m北側に位置する畑です。 譲渡人が申請地を相続しましたが耕作できないため、今回の申請に至りました。 作付作物は野菜を計画しています。 番号2番は、の の約300m西に位置し、ビニールハウスが設置された畑になります。申請人の自宅脇の畑であり、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は野菜を計画しています。 番号3番は、市の 保育所より約350m西に位置する畑2筆と、の 約250m北に位置する畑の合計3筆になります。現況はいずれも栗の木が植えられており、きれいに管理されておりました。申請人は新規就農のため、今回の申請に至りました。作付作物は栗を計画しております。 番号5番と6番は、譲渡人が一緒なので併せて説明します。 線沿いにある 池より約150m南東に位置する畑です。現況はきれいに管理されておりました。申請人はどちらも隣接する、めくら地になっていて買うことにより耕作できるようになります。作付作物は野菜を計画しています。 番号7番は、の の約300m南に位置する水田3筆になります。 現況はきれいに管理されており、田植えがされている状態でした。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 作付作物は水稲を計画しています。 番号8番は、の の約600m西に位置するハス田になります。 現況はきれいに管理されておりました。譲渡人が農地の管理が困難なため、今回の申請に至りました。作付作物は水稲を計画しています。 番号9番と10番は買受人が一緒に土地も隣接しているので、併せて説明します。

	<p>の約450m北東に位置する畑で、申請人の自宅に隣接する土地になります。現況は雑草が繁茂していましたが、耕起によりすぐ畑に戻る状態でした。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付作物はサツマイモを計画しています。</p> <p>番号12番は、古墳の約300m北に位置する水田になります。現況はきれいに管理されており、田植えがされている状態でした。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付作物は水稻を計画しています。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>更なる審議、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>続いて番号2番について、お願いいたします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
16番 関川委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>どうぞ。</p>
16番 関川委員	<p>74歳で新規就農は、家族構成はどうなっているんでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局説明を。</p>
事務局	<p>借り人は貸し人のお姉さんにあたりまして、さんの長男50歳の方と一緒に言うということで、メインはさんが新規就農するということです。農業を行う方は、さんと長男の2人と申請書に記載されております。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
16番 関川委員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>他にございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり</p>

	許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
16番 関川委員	はい。
議 長	どうぞ。
16番 関川委員	75歳で経営規模拡大は働き手なんだろうけど、家族構成はどうなっているんでしょうか。
議 長	事務局説明を。
事務局	奥さんと2人世帯となっております。
議 長	関川委員。
16番 関川委員	183㎡だから大した面積ではないけれど、売買価格は。
議 長	事務局説明を。
事務局	20万円 / 1筆です。
16番 関川委員	はい、わかりました。
議 長	他にございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号9番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号9番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号10番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号10番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号10番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号12番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号12番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第48号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査委員の方、説明をお願いします。
8番 宮本委員	説明いたします。図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、 の 直売所より250m西に位置する畑です。 こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、自己住宅を建築する計画です。 転用による周辺農地への影響はないと、判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくお願ひいたします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 議案第49号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第49号について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程します。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査委員の方、説明をお願いします。
8番 宮本委員	<p>図面番号2番をご覧ください。  番号1番2番は、学校の約150m東に位置するの畑になります。こちらは、いずれも第2種農地と判断しました。現在、申請地と隣接する農地を耕作していますが、農地への進入路がないため今回の申請に至りました。申請地には、碎石を敷き均す計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>続いて、図面番号3番をご覧ください。  番号3番は、学校の約350m東に位置するの畑になります。こちらは、第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されており、申請者は自己住宅を建築する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>続いて、図面番号4番をご覧ください。  番号4番と5番は、のの約750m南に位置し、譲渡人の自宅に隣接する畑になります。こちらは、第1種農地と判断しました。申請者は義母の畑を借り、さんの畑を買い受けて、自己住宅を建築する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。第1種農地ですが、集落接続による不許可の例外に該当するため、許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>続いて、図面番号5番をご覧ください。  番号6番は、学校の約350m北に位置するの畑になります。こちらは、第2種農地と判断しました。現況は、一部碎石が敷かれていました。申請人は、自家用車の駐車場及び住宅敷地として利用する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>番号7番は、の広場の約150m西に位置する田及び畑の計5筆になります。こちらは、第1種農地と農振農用地区域内の農地となります。現在は、今年2月に一時転用許可を受けたが、7月28日までの間、工事用地として利用しております。申請人はの一時転用期間満了後に再度、変電所建設工事に伴う工事用地として、一時転用する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。一時転用なので、不許可の例外に該当するため、許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>番号9番は、のに隣接する畑で、現在申請人の自宅敷地の一部として利用しております。こちらは、第2種農地と判断しました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>番号10番は、のの東に位置する、国道354号線沿いの畑です。こちらは、第2種農地と判断しました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p>

	許可要件は満たしていると考えます。 番号8番は、栗山委員に発表していただきます。
9番 栗山委員	番号8番、この土地は の直売所の手前を奥に入ったところの土地なんです、台帳は田んぼです。現況が畑になっております。 この田んぼは、東京残土で埋めまして、上の方10cmか20cmくらい山土を入れた場所なんです、2年前に さんという方が、規模拡大ということで購入しているんですよ。その後、ただの1回も耕作しないで、子供に譲るということなんです、この図面番号7番を見ますと、土地の状況からみても、あまりにも不自然なんです。これ区域指定されていますから、建物は建つと思いますがただの1回も耕作しないということは、虚偽の申請になるのではないかと、私は判断します。皆さんよく相談してください。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより議案審議に入ります。番号1番、2番について、譲受人が同一人ですので、一括審議とします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番及び2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	賛成多数ですので、番号1番及び番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	続いて番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	続いて番号4番及び5番については、譲受人、借人が同一人ですので、一括審議とします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番及び5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番及び5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	続いて番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。



議 長	<p>続いて番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>続いて番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
9番 栗山委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>どうぞ。</p>
9番 栗山委員	<p>さんは購入してから、ただの1回も耕作してないんですよ。売買を目的にして購入したと疑われてもしょうがないですよ。</p>
事務局	<p>耕作されてない事実があったということで、経営規模拡大という理由ですので本来であれば、耕作をしていただくこととなります。荒廃農地調査などでもそういったところが見つかれば、地元の委員さんなどにより指導は行うべきだとは思いますが、どういった理由で耕作しなかったのかは、相手方に聞かないと分からないですが、他にもトラクターでうなっているだけのところも見受けられますので、なかなか難しい判断だとは思いますが、土地を求められて耕作することであれば、今後とも他の農地も含めて見つけ次第、指導していくことになるかなと思います。</p>
11番 中山委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>どうぞ。</p>
11番 中山委員	<p>台帳は田となっておりますが、土地改良区の水利権など、どうなっておりますか。</p>
事務局	<p>土地改良区からは農地転用について差支えない旨の意見書が添付されております。</p>
11番 中山委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>他にございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>賛成少数ですので、番号8番は、不許可とすることに決定いたします。</p>
議 長	<p>続いて番号9番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号9番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

	(14番 鈴木 良道委員 退席)
議 長	続いて番号10番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号10番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について」は番号8番を除いて原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第51号 相続税納税猶予に関する適格者証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査委員の方、説明をお願い申し上げます。
8番 宮本委員	説明いたします。図面番号10番をご覧ください。 番号1番は、 の 向かいの に隣接する、申請人の自宅周りの畑2筆になります。こちらは市街化区域になります。 申請人は相続による、相続税に対する納税猶予を受けるため、今回の申請に至りました。申請地は、栗が植えられており、一部雑草が繁茂していましたが、耕起により、すぐ畑に戻る状態であることから、証明しても差し支えないと考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 議案第51号について、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第51号について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第51号 相続税納税猶予に関する適格者証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事務局	利用権設定内容について説明いたします。今回の利用権設定は全体で10件。面積は19,222㎡。その内新規は7件で主な作物は水稲・野菜・レンコンとなります。再設定は3件。主な作物は野菜・レンコン・調整水田となります。以上農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると思われま。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございましたらお願いします。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。

	議案第52号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。
議 長	事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	24ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が2件。 面積は、10,327㎡です。作物は水稲となります。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第53号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に「議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局説明をお願いします。
事務局	27ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。 市長より平成29年6月27日付けで、農用地利用配分計画案の意見を求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が2件、面積は10,327㎡です。 なお、議案第53号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は、同時施行といたします。 これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるといった手続きの流れとなります。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 次に、過日事務局から送付されました、口頭意見陳述録ですが、委員の皆さま何かご意見ございますでしょうか。 特になければ、審査請求人等に送付したいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、早速送付させます。</p>
議 長	<p>他に事務局からありますか。</p>
事務局	<p>審査請求人からの反論書に対する答申書案について。 7月14日、一の瀬土地改良区の優良事例発表について。 暑気払いについて。 稲縞葉枯れ病の情報提供について。 委員会研修先について。 8月23日、農業委員・推進委員研修会について。 8月以降、総会終了後の勉強会について。</p>
議 長	<p>以上をもちまして第158回総会を閉会いたします。 長時間にわたる慎重審議ご苦労様でした。</p> <p>(午後4時27分 閉会)</p>